

運 営 規 程

短 期 用

(介護予防) 短期入所生活介護

社会福祉法人 みやぎ会

第一章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやぎ会が開設する特別養護老人ホーム楽園が丘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態等にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 要支援・要介護状態となった利用者が、可能な限りその施設において、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。

2 居宅介護サービス計画に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を盛り込んだ（介護予防）短期入所生活介護計画を作成し、利用者又は家族に説明し同意を得ること。

3 この事業の提供にあたっては、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法と利用料金等について、理解しやすいように文書で説明し同意を得ること。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

5 地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。

(施設の名称等)

第3条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム楽園が丘（指定介護老人福祉施設）

所在地 宮城県刈田郡蔵王町宮字下別当72番地

第二章 職員の職種、員数及び勤務の内容

第4条 職員の職種、員数、及び勤務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上

利用者の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

居宅介護支援事業所、保健医療サービス、保険者等との連絡調整等を行う。

(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成。

(4) 介護職員 15名以上

(介護予防) 短期入所生活介護計画に基づく利用者の日常生活の介護、援助を行う。

(5) 看護職員（兼務機能訓練指導員） 2名以上

利用者の日々の健康管理、保健衛生上の指導や看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練や介護職員への指導等を行う。

(7) 管理栄養士 1名

利用者の摂食・嚥下機能、身体の状態及び、食形態、嗜好等にも配慮した食事の提供及び栄養相談を行う。

(8) 事務員 1名以上

施設の庶務及び会計事務を行う。

(9) 業務員 1名以上

利用者の送迎、車輛整備及び環境整備を行う。

第三章 利用定員

第5条 施設の定員は、10名とする。

2 併設の特別養護老人ホーム楽園が丘の空床を利用することができる。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第四章 施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第6条 施設サービスの内容は次の通りとする。

2 主治医からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状態及び日常生活全般の状況を把握するものとする。これらを踏まえ、概ね4日以上継続して利用する利用者については、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

3 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴または清拭を行う。

4 利用者に対し、その心身の状態に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

5 オムツを使用しなければならない利用者には、適切にオムツを取り替える。

6 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

7 心身の状態等に応じて、日常生活リハビリや、レクリエーションを行う。

8 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供する。

9 利用者の食事は、その方の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂等で行うように努める。

10 利用者の健康状態を常に把握し、疾病の予防並びに早期発見に努めると共に疾病者については、適切な措置を講じる。

(利用料その他の費用額)

第7条 (介護予防)短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

2 居住費 多床室 1日915円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

3 食費 1日 1,445 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

4 送迎代 町外へ送迎を行った場合、10kmを超えた距離1kmにつき40円

5 理髪料 調髪 1,500 円

6 特別な食事 400 円

7 レクリエーション等 材料代

8 複写物の交付料 1枚につき10円

9 日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費となる。

第五章 通常の送迎の実施地域

第8条 通常の送迎は、蔵王町、白石市、大河原町、村田町とする。

第六章 サービス利用にあたっての留意事項

第9条 利用者とその家族は、(介護予防)短期入所生活介護サービスを利用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 体調の悪い時は、無理を押して利用しないこと。
- (2) 施設内の他の利用者に迷惑をかける行為は行わないこととする。
- (3) 施設所有の設備及び備品は本来の用途に従って利用すること。
- (4) 施設内では、原則禁煙、禁酒とする。
- (5) 施設内及び送迎車の中で政治、宗教活動等は行なわないこと。
- (6) 緊急時や災害等の場合は、職員の指示に従うこと。

第七章 緊急時等における対応方法

第10条 施設サービスの提供中に、利用者の病状の急変等が生じた時は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 施設は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

第八章 非常災害対策

第11条 施設は、想定される非常災害の種類ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- (1) 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する。
- (2) 地域住民との連携体制を確保するとともに、訓練への参加が得られるよう努める。

第九章 高齢者虐待防止に関する事項

第12条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。

(3) 職員に対する研修の実施。(年2回以上)

(4) その他虐待防止のために必要な措置。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第十章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第13条 事故が発生した場合は、当該利用者の家族、居宅介護支援事業所、主治医又は施設が定めた協力医療機関、各市町村へ連絡をおこなうとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 事故発生防止の為の指針の整備。

(2) 事故発生の防止や対策の検討を行う委員会を設置し、検討内容や分析結果を職員に周知徹底する。

(3) 職員に対する研修会の実施。(年2回以上)

(身体拘束廃止に向けた取組)

第14条 サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

ただし、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体拘束を行う。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(3) 職員に対する研修の実施。(年2回以上)

(衛生管理)

第15条 施設は、入所者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生または蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 職員に対する研修及び訓練の実施。(年2回以上)

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修)

第17条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 施設は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 施設内研修 月1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

4 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

5 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供が終了した日から5年間とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

- ・緊急時は、ご家族への連絡前に救急車もしくは、施設の公用車にて病院に搬送する場合があります。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。)

【協力医療機関】

名 称 医療法人浄人会 大泉記念病院

(内科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科)

所在地 白石市福岡深谷一本松 5-1

名 称 村上歯科医院

所在地 蔵王町大字円田字西浦上 2-2

6. 事故発生時の対応について

(昼 間)	(夜 間)
【事故発生】 ・遭遇したスタッフは近くにいるスタッフに連絡。 ・連絡を受けたスタッフは看護師に連絡。	【事故発生】 ・遭遇した夜勤者は、他の夜勤者及び夜警員に連絡。 ・連絡を受けた夜勤者は、状況に応じて看護師
・看護師、施設長の判断により、主治医又は協力医療機関へ連絡。 ・救急車の要請又は受診の手配。 ・同時に看護師は、応急処置を行う。 ・相談員、介護支援専門員は、状況に応じて、家族へ連絡。 ・担当ケアマネージャーへ連絡 ・施設長は、必要に応じ、現場で指揮する。	【看護師は状況に応じて指示を出す】又は、協力医療機関へ連絡。救急車を要請すると共に応急処置を行う。 ・家族へ連絡。
・現場近くで、事故者以外に変化がなかったか確認する。 ・その後、全利用者の安全確認。	・施設長へ連絡。施設長は、必要に応じて指示を出す。(必要があれば、他の職員にも連絡) ・現場近くで、事故者以外に変化がなかったか確認する。 ・その後、全利用者の安全確認。
・事故に遭遇したスタッフは、速やかに事故報告書の記録整理をするとともに、介護日誌、看護日誌、相談員日誌、ケースファイルの記録者に状況を正確に伝える。 ・施設長は、理事長（常務理事）へ報告する。 ・市町村（保険者）へ報告する。	・事故に遭遇した夜勤者は、速やかに事故報告書の記録整理をする。 (状況を詳しく正確に記録する。) ・担当ケアマネージャーへ連絡 ・施設長は、理事長（常務理事）へ報告する。 (状況に応じ翌朝) ・翌朝、市町村（保険者）へ報告する。
・事故防止検討委員会を速やかに開催し、原因を究明、対応策を検討する。 ・対応策を職員全員に周知徹底し、ケアを実施する。 ・事故報告書を市町村（保険者）へ報告する。	・事故防止検討委員会を速やかに開催し、原因を究明、対応策を検討する。 ・対応策を職員全員に周知徹底し、ケアを実施する。 ・事故報告書を市町村（保険者）へ